



第10回 定時株主総会 招集ご通知

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、同封の議決権行使書用紙にて事前の議決権行使をいただき、体調の優れない方、ご不安のある方の会場への来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、株主の皆様の安全のため、感染防止の措置を講じたうえで、入場に人数制限を設ける場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、本年は、株主総会後の株主様向け会社説明会の開催はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

日時 | 2022年3月25日（金曜日）午前10時

場所 | 東京都千代田区丸の内1-1-3
日本生命丸の内ガーデンタワー 3F AP東京丸の内

目次

第10回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告	34

■ 株主の皆様へ ■



代表取締役社長兼COO
鷲谷 聡之

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
第10回定時株主総会を3月25日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）によって事前の議決権行使をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

2022年3月

当社は、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というビジョンを掲げております。独自開発の制御技術をコアとして、今後見込まれる労働力の不足という社会課題を解決し、自由で開放された持続可能な世界の実現に取り組むテクノロジーカンパニーです。

経済安全保障や、脱炭素化という社会的な動きに加え、産業用ドローンにおける社会実装へのコミットメント、国産回帰という大きな流れを受け、当社は2022年1月に「持続可能なグローバル・メーカーへ」進化すべく、「ACSL Accelerate FY22」を発表いたしました。本中期経営方針では従来の取り組みを継続しつつ、積極的なESGへの取り組み、インド進出の強化、またコア技術の新たな適応可能性を検討することを掲げております。

掲げた中期経営方針を全社一丸となって取り組み、10年後に掲げたマスタープランを実現することで、持続的な企業成長を実現し、企業価値、株主価値を高められるよう努めてまいります。

証券コード 6232
2022年3月8日

株 主 各 位

東京都江戸川区臨海町3-6-4
ヒューリック葛西臨海ビル2階
株 式 会 社 A C S L
代表取締役 鷺 谷 聡 之

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等での事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。また、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3~4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年3月24日（木曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時
（当社は、2021年6月24日開催の第9回定時株主総会の決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しております。これに伴い、移行期である第10期（当事業年度）が2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月となっているため、本総会の開催日は前回定時株主総会の応当日と離れております。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1-1-3
日本生命丸の内ガーデンタワー 3F AP東京丸の内
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第10期（2021年4月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2021年4月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
 - ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本年は株主総会終了後、株主様向け会社説明会の開催はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

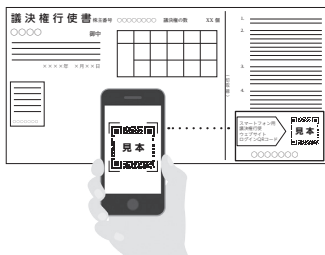
当社ウェブサイト (<https://www.acsl.co.jp>)

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

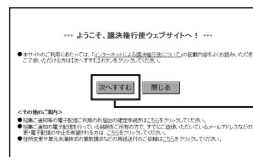
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

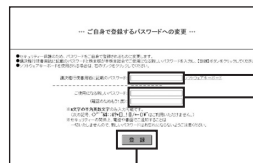
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損金を補填し、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額4,537,758,491円を4,527,758,491円減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本金の減少が効力を生ずる日

2022年4月15日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額の変動はございません。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,700,066,863円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,700,066,863円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、完全電子化による株主総会を開催可能とするために、定款第14条第3項を新設するものであります。なお、定款第14条第3項の変更の効力発生は、本株主総会の決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、効力を生じるものとします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款第15条及び附則を変更及び新設するものであります。
 - (ア) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - (イ) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - (ウ) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (エ) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集) 第14条 (条文省略) 2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連 結計算書類に記載又は表示をすべき事項に 係る情報を、法務省令に定めるところに従い インターネットを利用する方法で開示する ことにより、株主に対して提供したものとみ なすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集) 第14条 (現行通り) 2. (現行通り) 3. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない 株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報について 電子提供措置をとる。</p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のう ち法務省令で定めるものの全部又は一部につ いて、議決権の基準日までに書面交付請求を した株主に対して交付する書面に記載するこ とを要しないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p><u>(附則)</u> <u>(場所の定めのない株主総会実施に関する経過措置)</u> 第1条 定款第14条第3項(場所の定めのない株主総会)は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めるための要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日に効力を生ずるものとする。なお、本条の規定は、当該効力発生をもってこれを削除する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)</u> 第2条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社の経営体制に鑑み、コーポレート・ガバナンスの実効性をより高めるため、社外取締役に1名増員し、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	わしや さとし 鷺谷 聡之 (1987年9月26日)	2013年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ジャパン入社 2016年7月 当社入社執行役員 Vice President 2016年12月 取締役最高財務責任者（CFO）兼最高戦略責任者（CSO） 2017年3月 取締役最高事業推進責任者（CMO） 2018年3月 取締役最高執行責任者（COO） 2020年6月 代表取締役社長兼最高執行責任者（COO） 2021年6月 代表取締役社長兼COO（現任）	93,870株
2	はやかわ けんすけ 早川 研介 (1988年3月30日)	2012年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ジャパン入社 2015年2月 KKRキャップストーン入社 2017年3月 当社入社最高財務責任者（CFO）兼最高経営管理責任者（CAO） 2017年6月 取締役最高財務責任者（CFO）兼最高経営管理責任者（CAO） 2020年6月 取締役最高財務責任者（CFO） 2021年6月 取締役CFO（現任）	159,195株
3	Christopher Thomas Raabe (クリストファー・トーマス・ラーベ) (1980年3月2日)	2006年4月 ボーイング入社 2013年9月 東京大学大学院工学系研究科航空宇宙工学博士課程修了（工学博士） 2014年1月 東京大学大学院工学系研究科助教 2017年4月 当社入社最高技術責任者（CTO） 2018年9月 取締役最高技術責任者（CTO） 2021年6月 取締役CTO（現任）	30,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	杉山 全功 (1965年4月16日)	2004年3月 株式会社ザッパラス代表取締役社長 2007年7月 同社代表取締役会長兼社長 2011年6月 株式会社Synphonie (現株式会社enish) 代表取締役社長 2014年3月 同社取締役 2014年6月 地盤ネットホールディングス株式会社社外取締役(現任) 2018年9月 当社社外取締役(現任) 2020年8月 株式会社Kaizen Platform社外取締役(現任)	-
5	島津 忠美 (1961年3月12日)	1985年4月 株式会社東芝入社 2012年4月 同社セミコンダクター&ストレージプロダクツカンパニー技術企画部部長 2017年4月 同社コーポレート技術企画室室長付 2021年5月 当社技術顧問	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません
2. 杉山全功氏及び島津忠美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 杉山全功氏を社外取締役候補者とした理由は、複数の上場企業における代表取締役としての豊富な経験を有しており、経営者としての経験に基づいた業務執行に対するアドバイスや助言を期待しているためであります。また、島津忠美氏を社外取締役候補者とした理由は、製品開発および技術開発全般についての豊富な経験を有しており、当該知見を活かして特に製品開発および技術開発について専門的な観点から業務執行に対するアドバイスや助言を期待しているためであります。
4. 杉山全功氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年6か月となります。
5. 当社は、杉山全功氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。杉山全功氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。また、島津忠美氏の選任が承認された場合は、同氏と当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時において

ても同内容での更新を予定しております。

7. 当社は、杉山全功氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、島津忠美氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	に の みや あきら 二 ノ 宮 晃 (1951年12月13日)	1975年4月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動 火災保険株式会社）入社 1998年1月 ニッセイ損害保険（現あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社）入社専門部長 2001年4月 フェニックスリスク総合研究（現MS&ADイ ンターリスク総研株式会社）取締役 2006年6月 ニッセイ同和損害保険株式会社（現あいお いニッセイ同和損害保険株式会社）理事 2008年4月 株式会社セシール（現株式会社DINOS CORPORATION）入社リスク管理担当執行 役員 2014年6月 同社顧問 2017年6月 当社社外監査役（現任）	—
2	しま だ ひで き 嶋 田 英 樹 (1969年1月2日)	1992年4月 郵政省（現総務省）入省 2002年10月 ユアサハラ法律特許事務所入所 2006年4月 金融庁証券取引等監視委員会証券検査課課 長補佐 2008年5月 ユアサハラ法律特許事務所入所 2013年7月 三番町法律事務所代表（現任） 2016年6月 当社社外監査役（現任） 2019年3月 株式会社COOL社外監査役（現任）	—
3	おお の ぎ たけし 大 野 木 猛 (1961年3月24日)	1985年10月 KPMG港監査法人（現有限責任あずさ監査 法人）入所 1990年5月 公認会計士開業登録 1990年7月 KPMGベルギー・ブラッセル事務所入所 1995年10月 大野木公認会計士事務所開設（現任） 2010年6月 日本再共済生活協同組合連合会員外監事（現 任） 2013年6月 株式会社アミューズ社外監査役（現任） 2016年8月 青南監査法人代表社員（現任） 2018年6月 当社社外監査役（現任）	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません

2. 二ノ宮晃氏、嶋田英樹氏及び大野木猛氏は、社外監査役候補者であります。

3. ニノ宮晃氏、嶋田英樹氏及び大野木猛氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもってニノ宮晃氏が4年9ヵ月、嶋田英樹氏が5年9ヵ月、大野木猛氏が3年9ヵ月となります。
4. 当社は、ニノ宮晃氏、嶋田英樹氏及び大野木猛氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ニノ宮晃氏、嶋田英樹氏及び大野木猛氏の再任が承認された場合は、それぞれ当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合を除く）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、ニノ宮晃氏、嶋田英樹氏及び大野木猛氏をそれぞれ東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。ニノ宮晃氏、嶋田英樹氏及び大野木猛氏が再任された場合は、当社は引き続きそれぞれ独立役員とする予定であります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2017年6月30日開催の第5回定時株主総会において「年額200万円以内」としてご承認いただいておりますが、経済情勢の変化や、事業状況の変化に伴い監査役の責務が増大したことなどを勘案して「年額250万円以内」と改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

現在の監査役は3名ですが、第4号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は引き続き3名となります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

現在、日本においては、労働人口の減少による人手不足の深刻化が進む一方で、今後、インフラ設備の老朽化の進行が見込まれ、労働力の需要と供給の不一致は社会的な課題となっています。省人化・無人化を推進することは社会的な要請であり、加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による、リモートワーク・非接触・遠隔操作など新たな生活様式の広がりに伴い、省人化・無人化に対する市場要求は、より一層顕在化しております。

当社は、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というヴィジョンを掲げております。日本の社会課題である労働力のミスマッチに対し、当社のコアである独自開発の制御技術とそれを利用した産業用ドローンの社会実装により、当社のミッション・ヴィジョンの実現を通じて社会課題の解決を目指しております。

我が国のドローン市場を取り巻く環境としては、政府がデジタル田園都市国家構想において、物流やインフラ点検へのドローンの利活用に言及するなど、ドローンの社会実装に向けた後押しを進めております。また、カーボンニュートラルの動きが世界的に広がる中で、今後増加していく風力発電設備の点検へのドローンの活用や、荷量の限られる過疎地域等でのドローン物流活用による輸配送の効率化など、脱炭素を実現するロボティクス技術としてドローンに注目が集まっております。

近年、政府や大企業がインフラ点検、物流・郵便、防災・災害対策等の領域でドローンの本格的な導入の意思決定を表明しており、社会実装へのコミットメントの機運が高まっております。また、政府はドローンの調達にあたり、2020年9月に公共の安全と秩序維持等に支障の生じるおそれがある業務等に用いられるドローンの調達はセキュリティが担保されたドローンに限定し、既に導入されているドローンについても速やかな置き換えを実施する方針を公表いたしました。セキュアなドローンの需要は、政府のみならず、民間企業においても顕在化しており、セキュリティが担保されたドローンとして、国産ドローンへの回帰の動きが急速に進んでおり、まさに「ドローン元年」とも呼ぶべき変化点を迎えております。

当社は、国内のドローン関連企業において、唯一上場しているドローン専門メーカーであり、ドローンの社会実装と国産ドローンへの回帰が進む中で、日本のドローン市場の成長と合わせて、黎明期に求められる評価用機体の試作や実証実験といったソリューションの作り込み

から、成熟期に求められる量産機の開発、量産体制の構築、その後の販売・導入支援までを一気通貫で提供し、デファクトスタンダードの技術としてドローンの社会実装を推進するべく、国産のセキュアな産業用ドローンを提供してまいります。

ドローンを取り巻く法規制は、政府が2022年度を目途としている「レベル4」（有人地帯上空における目視外飛行）の実現に向けて、2021年6月に航空法改正案が参議院本会議で可決し同案が成立するなど、着実に整備が進んでおります。機体の安全性に関する認証制度やドローン操縦者ライセンスを含むレベル4が整備されると、既に法整備が進んでいるレベル1～3の市場に加えて、ドローン物流など、我が国においてドローンで利用可能な巨大な空間・市場が出現する見込みです。

現状、目視内飛行（レベル1・2）の市場については市場拡大に向けた必要条件である規制や技術・製品などの整備とともに、市場拡大に向けて特定用途向けの専門的な運用やソリューションが開発されつつあり、ドローンの社会実装が進んでおります。また、目視外飛行（レベル3・4）の市場も市場拡大の必要条件である規制や技術の整備が着実に進んでおり、今後の市場の創出・拡大が見込まれます。

そのような中、当社は2020年8月に示した中期経営方針「ACSL Accelerate 2020」で掲げた4つの事業戦略の柱である①用途特化型機体開発、②サブスクリプションの導入、③ASEAN等のアジアへの本格進出、④CVCによる技術調達について、戦略的な取り組みを推進してまいりました。

直近の進捗として、①「用途特化型機体の開発」について、(i)小型空撮機体においては、「未来を支えるセキュアな国産ドローン」であるSOTENを2021年12月に上市し、量産販売を開始し、2022年2月時点において多くの引き合いを頂いております。(ii)中型物流については、レベル4の技術を前提とした中型物流ドローンの開発と中型機体の量産化の実現を推進しております。また、レベル4におけるドローン物流の社会実装を目指すべく、2021年6月に日本郵便及び日本郵政キャピタルとの資本業務提携契約を締結しました。日本郵政グループとの連携を強化し、レベル4に対応した機体の開発、実証の加速を進め、2022年以降のレベル4実現を目指しております。(iii)煙突点検においては、既に実環境での有効な実証結果を取得済みであり、販売に向けた試作機が完成しました。(iv)下水道等の閉鎖環境点検においては、2021年5月にNJSと共同で開発した閉鎖性空間調査点検用ドローンの新型機Fi（ファイ）4を発表し、量産販売する体制を構築しております。また、顧客向け操作体験会を実施するなど現場での活用につなげる取り組みを実施しております。

②「サブスクリプションの導入」については、従前の売り切りモデルに加えて、顧客の初期導入ハードルを下げるべく、点検用途機体のサブスクリプションサービス提供を2021年より開始し、複数社と具体的なサービス提供を協議しております。

③「ASEAN等アジアへの本格進出」については、インドにおいてパートナー企業との合併会社（ACSL India Private Limited）を2021年9月に設立いたしました。現在、インド市場において大きなシェアを持つ中国製のドローンを代替すべく、当社の産業用ドローンの技術を活用して、ACSL India Private Limitedにて製造した産業用ドローンを販売いたします。

④「CVCによる技術調達」については、2021年6月に、アジアNo.1のドローンサービス

プロバイダー（※1）であるAerodyne Groupへの出資や、セイノーホールディングスとの資本・業務連携におけるエアロネクストへの出資をいたしました。それらに加えて、レベル4を見据えた協業を強化すべく、VAIOの子会社として設立され、ドローンによる社会インフラの革新を推進・加速する機体開発、ソリューション提供を行うVFRに2021年10月に出資をいたしました。

研究開発においては、今後、飛躍的に拡大が見込まれる産業用ドローンの様々なニーズに応えるべく、短期的な利益を追うのではなく、中長期的な成長を実現するために戦略的かつ積極的に研究開発費を投下する方針を維持し、レベル4認証取得に向けた安全性・信頼性向上や画像処理（Visual SLAM等）を軸とした自律制御・エッジ処理の高度化、及び用途特化型機体の製品化・量産体制の構築を進めております。

当社は2022年1月に2022年度～2025年度を対象とした中期経営方針「ACSL Accelerate 2022」をローリング方式により発表いたしました。「ACSL Accelerate 2022」では、当社が「持続可能なグローバル・メーカーへ」変遷するため、従来、進めております4つの用途特化型機体の量産化と社会実装の推進に加え、新たな用途特化型機体の開発と製品のセキュア対応、インド市場への本格進出及びESG施策への取り組みの推進を主な事業戦略の柱として進めてまいります。加えて、現在は産業用ドローンの領域にて展開している、当社のコア技術である独自開発の制御技術について、新たな適応可能性の検討を行い、他分野への展開も進めてまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は501,013千円となりました。費用面では、研究開発費として604,398千円を計上しております。以上の結果、当連結会計年度においては、営業損失1,188,997千円、経常損失1,213,748千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,225,869千円となりました。

※1. Frost & Sullivan“Asia-Pacific Best Practices Awards 2019”Asia-Pacific Unmanned Aerial Vehicle (UAV) Services Company of the Year

当社グループはドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。そのため、当社グループの販売実績を主な内訳別に区分した売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分（注）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）
実証実験	124,910
プラットフォーム機体販売	67,817
その他	308,285
合計	501,013

(注) 1. サービス提供の各段階に関して、実証実験として、顧客のドローン導入のニーズを踏まえ、課題解決のために当社のテスト機体を用いた概念検証（PoC）に係るサービスを提供し

ております。概念検証 (PoC) を経て、顧客先の既存システムへの組み込みも含めた特注システム全体の設計・開発を行っております。

2. プラットフォーム機体販売において、顧客先における試用(パイロット)もしくは商用ベースでの導入として、当社のプラットフォーム機体をベースにした機体の生産・供給を行っております。
 3. その他においては、機体の保守手数料や消耗品の販売料に加えて、国家プロジェクトのうち、NEDO (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構) プロジェクトである「安全安心なドローン基盤技術開発」及び「準天頂衛星システムを利用した無人航空機の自律的ダイナミック・リルーティング技術の開発」に係る売上高を含んでおります。一般的に国家プロジェクトにおいて、受託先が収受する補助金に関し、新規技術の研究開発に係るものについては、営業外収益として計上しております。ただし、新規の研究開発を行わず、既存の当社の技術を用いて委託された実験を行うことが主目的のプロジェクトについては、売上高として計上しております。
- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は65,855千円でありま
す。その主な内容は、営業活動用のドローン機体の取得やドローン関連事業におけるソフトウ
ェアの開発等であります。
- ③ 資金調達の状況
当社は、2021年7月に日本郵政キャピタル株式会社への第三者割当増資により2,999,890
千円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2021年9月に設立したACSL India Private Limitedに出資し、同社を持分法適用
関連会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2019年3月期)	第8期 (2020年3月期)	第9期 (2021年3月期)	第10期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	－	－	620,705	501,013
経常損失(△)(千円)	－	－	△1,081,647	△1,213,748
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	－	－	△1,511,710	△1,225,869
1株当たり当期 純損失(△)(円)	－	－	△139.54	△103.94
総資産(千円)	－	－	4,008,930	5,715,185
純資産(千円)	－	－	3,572,642	5,419,419
1株当たり純資産(円)	－	－	325.92	436.03

- (注) 1. 前連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第8期以前の状況は記載しておりません。
2. 当社は、2021年6月24日開催の株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。これに伴い、経過期間となる第10期(当連結会計年度)は、2021年4月1日から2021年12月31日までの9ヵ月間を連結対象期間とする変則的な決算となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2019年3月期)	第8期 (2020年3月期)	第9期 (2021年3月期)	第10期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	807,348	1,278,723	620,705	501,013
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△176,977	231,427	△1,081,559	△1,211,231
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△183,335	239,801	△1,511,710	△1,223,557
1株当たり当期純利益又 は1株当たり(円) 当期純損失(△)	△19.42	23.00	△139.54	△103.75
総資産(千円)	4,926,958	5,268,135	4,005,327	5,708,810
純資産(千円)	4,701,831	5,034,217	3,569,699	5,414,351
1株当たり純資産(円)	457.93	468.56	325.92	435.92

- (注) 1. 当社は、2021年6月24日開催の株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。これに伴い、経過期間となる第10期(当連結会計

年度) は、2021年4月1日から2021年12月31日までの9ヵ月間を連結対象期間とする変則的な決算となっております。

2. 2017年7月15日付で1株につき100株の株式分割を、2018年9月1日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 定款に基づき、2018年8月20日付でA種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後、2018年8月21日付で当該A種優先株式及びB種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は2018年9月1日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	出資金	当社の出資比率	主要な事業内容
ACSL 1号有限責任事業組合	403百万円	99.0%	投資事業

(注) 2021年8月に、ACSL 1号有限責任事業組合へ追加出資をいたしました。

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ACSL India Private Limited	75,000千インドルピー	49.0%	産業用ドローンの製造、販売

(注) 2021年9月に、ACSL India Private Limitedを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く産業用ドローン関連事業につきましては、技術の進展とともに様々な産業での利活用が広がっており、今後もさらなる市場の拡大が見込まれます。

国内においては労働人口の減少・高齢化が進む中、労働生産性の向上は社会的な要請であり、様々な分野で業務効率化に関する需要が高まっております。特に、当社グループが注力するインフラ点検、物流・郵便、防災・災害支援分野を中心に、現状のオペレーションの維持及び効率化を目的とした業務の省人化・無人化は各産業において喫緊の課題となっており、企業によるこれらの技術に関する投資が拡大していることに加えて、新型コロナウイルスによるリモートワーク・活動自粛により、現場作業員の省人化・無人化に対する需要が急速に高まっています。また、官公庁および関係機関においては、セキュリティと安全性に関するニーズが急伸しており、国産のセキュアなドローンに対する需要が高まっています。

当社は2022年1月に中期経営方針「ACSL Accelerate 2022」にて、4つの用途特化型機体の量産化と社会実装の推進に加え、新たな用途特化型機体の開発と製品のセキュア対応、インド

市場への本格進出、ESG施策への取り組みの推進及び独自開発の制御技術の他分野への展開を掲げ、急速な事業拡大を推進してまいります。

昨年より引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府からの緊急事態宣言等の発出や、それに伴う経済活動の制限等が行われており、今後も当社の一部の事業活動には影響を与える可能性はあるものの、実証実験等のプロジェクトの受注は回復傾向となっております。

一方、世界的な半導体不足による、部材の供給の遅れや価格の高騰については、当社の機体生産にも影響を与えており、今後も半導体を始めとする部材の供給不足や価格高等が継続する場合には、用途特化型機体の量産等および当社の研究開発活動に影響を与える可能性がございます。

なお、現状の当社グループは、現金及び預金の残高にて、当面の間の運転資金が十分に賄える状況であり、資金繰りの懸念はありません。

このような環境の下、当社グループの対処すべき課題は、次のとおりであります。

① 開発戦略

用途特化型の機体開発として小型空撮、中型物流、煙突点検、閉鎖環境点検の4つの用途にあわせた機体開発を進めてまいりました。機体開発においては現場での実証実験を通じた技術開発を進めております。また、プラットフォーム技術の強化として、これまで進めてきた自律制御・エッジ処理の高度化や基盤技術向上、ユーザーインターフェース強化等に加え、レベル4を見据えた安全な機体の設計、飛行中の通信処理の向上とセキュリティ対応、操作性を向上させる地上局のアップデート等を行ってきました。今後は、4つの用途特化型の機体の量産、2022年のレベル4対応等を見据えた継続的な開発に加え、新たな用途特化型機体の開発と製品のセキュア対応等の積極的な先行投資を進めてまいります。

また、2020年12月に設立したCVCを通じて、当社の技術開発を加速させるような企業に対して投資を行うことで、革新的な技術開発を目指すと同時に、より効率的な開発を目指してまいります。

② 生産体制

用途特化型機体の量産に向け、安全品質を最優先事項と位置づけ、品質向上を目指して、社内体制の強化を進めてまいりました。また、機体の量産について、国内における高品質な組み立て供給が可能なパートナー企業との連携により、既に販売を開始した用途特化型機体の量産体制を構築しております。今後もパートナー企業との連携を進め、高品質かつ安定的な量産体制の構築を目指します。

③ 営業戦略

販売においては、主に政府向けを想定した小型空撮機体を中心に、販売代理店網の構築を進め、用途特化型の機体の販売を軸に出荷機体の増加を目指します。また高品質、セキュリティ対応をしたプラットフォーム機体の販売拡大に加え、引き続き大企業を中心とした各分野の顧客に対し、業務効率化・無人化を目指した実証実験・カスタム開発の提供を推進します。

また、インド市場への本格進出に伴い、インドにおけるパートナー企業と連携し、インドでのマーケティングを本格化させていきます。

④ 規制への対応

ドローン関連業界を取り巻く大きなトレンドとしての2022年のレベル4の規制整備、セキュリティへの対応について、規制の変化に対応し、拡大が見込まれる需要に対応すべく、規制整備に関連する国土交通省、経済産業省などの行政機関と引き続き、密な連携を図ってまいります。加えて、インド進出においては現地規制当局との連携も進めております。

⑤ 内部管理体制の強化

今後一層の事業拡大を進めるにあたり、適切なコーポレート・ガバナンスシステムの構築、コンプライアンス遵守体制の整備に継続して取り組んでまいります。また、監査役、監査法人との連携を図ることで、内部統制システムの適切な運用を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というビジョンを掲げております。当社グループは自律制御技術を始めとしたロボティクス技術を追求し、常に最先端の技術開発を行っております。それらの技術の社会実装を通じて、人類の活動の基盤となる社会インフラにおける、経済活動の生産性を高め、付加価値の低い業務、危険な業務を一つでも多く代替させ、次世代に向けた社会の進化を推し進めるべく事業を進めております。

主たる事業として、自律技術を用いたドローンの自社開発、ドローンを活用した無人化・IoTシステムの受注開発、生産、及び販売・サービス提供であります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都江戸川区
支	店	南相馬支店：福島県南相馬市

② 子会社

A C S L 1 号有限責任事業組合	本社 (東京都江戸川区)
---------------------	--------------

(7) **使用人の状況** (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
70 (12) 名	5 (5) 名増

(注) 使用人数は就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
70 (12) 名	5 (5) 名増

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. **株式の状況** (2021年12月31日現在)

(1) **発行可能株式総数** 35,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 12,318,600株

(注) 1. 2021年7月5日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は1,259,400株増加しております。

2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は159,525株増加しております。

(3) **株主数** 12,788名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 郵 政 キ ャ ピ タ ル (株)	1,259千株	10.22%
野 波 健 蔵	1,200	9.74
IGLOBE PLATINUM FUND II PTE. LTD.	871	7.07
(株) 菊 池 製 作 所	700	5.68
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	366	2.98
早 川 研 介	232	1.89
BBH FOR GLOBAL X ROBOTICS AND ARTIFICIAL I N T E L L I G E N C E E T F	219	1.78
太 田 裕 朗	218	1.78
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	217	1.76
大 田 誠	179	1.45

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長兼COO	鷲谷 聡之	
取締役会長	太田 裕朗	
取締役CFO	早川 研介	
取締役CTO	クリストファー・ トーマス・ラービ	
取締役	杉山 全功	株式会社Kaizen Platform社外取締役 地盤ネットホールディングス株式会社社外取締役
常勤監査役	二ノ宮 晃	
監査役	嶋田 英樹	三番町法律事務所代表 株式会社COOL社外監査役
監査役	大野木 猛	青南監査法人代表社員 株式会社アミューズ社外監査役

- (注) 1. 取締役杉山全功氏は、社外取締役であります。
2. 監査役二ノ宮晃氏、監査役嶋田英樹氏及び監査役大野木猛氏は、社外監査役であります。
3. 監査役嶋田英樹氏は弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大野木猛氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は会社のすべての取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役の職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、各取締役の報酬を取締役会で決定しております。なお、当社は取締役の報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2020年4月14日付にて、過半数の委員を独立社外取締役で構成する、当社取締役会に対して報告及び提言を行うための報酬委員会を設置しました。当社取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び個別の報酬等に係る事項は、本委員会での検討の上、取締役会への報告又は提言を経て、取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、基本報酬のみの支給として監査役の協議で決定しております。

当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬は、基本報酬及び株価連動報酬により構成されており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

・基本報酬

各取締役の役位に基づく定額報酬とし、経営環境や他社の水準等を考慮し、職責に応じて決定しております。

・株価連動報酬

株価連動報酬として、株式報酬型ストックオプションを付与しております。これは、社外取締役を除く取締役全員が、株価上昇によるメリットだけでなく、株価下落によるリスクも株主と共有することにより、当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として付与するもので、社外取締役を除く各取締役の割当数は、職責に応じて取締役会にて決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	72,919 (6,155)	50,155 (6,155)	22,764 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,610 (14,610)	14,610 (14,610)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	87,529 (20,765)	64,765 (20,765)	22,764 (-)	9 (5)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は、株式報酬型ストック・オプションとして付与した新株予約権であり、当事業年度における交付状況は「第10回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項 ① 1. (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。上記の非金銭報酬等の額は、当事業年度における取締役4名に対する費用計上額としております。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年8月21日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。また、上記報酬枠とは別枠で、2020年6月25日開催の第8回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月30日開催の第5回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役杉山全功氏は、株式会社Kaizen Platformの社外取締役及び地盤ネットホールディングス株式会社の社外取締役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役嶋田英樹氏は、三番町法律事務所の代表及び株式会社COOLにおいて社外監査役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大野木猛氏は、青南監査法人の代表社員及び株式会社アミューズにおいて社外監査役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 杉山 全功	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会では経営全般に関する助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 二ノ宮 晃	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会11回のうち11回に出席いたしました。長年にわたる管理業務の豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のリスク管理体制、内部統制システム等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 嶋田 英樹	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会11回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 大野木 猛	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会11回のうち11回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。また、内部留保資金につきましては、研究開発活動の継続的な実施や生産体制の強化のために優先的に充当し、事業基盤の確立・強化を図っていく予定であります。

当事業年度の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保を確保するため、配当を実施しておりません。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	4,177,359	流動負債	287,058
現金及び預金	2,759,957	買掛金	37,737
売掛金	69,146	未払金	198,486
仕掛品	128,852	未払法人税等	24,514
原材料	618,722	その他	26,319
前渡金	466,620	固定負債	8,708
その他	134,058	繰延税金負債	8,708
固定資産	1,537,826	負債合計	295,766
無形固定資産	132,016	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	131,841	株主資本	5,350,826
その他	175	資本金	4,537,758
投資その他の資産	1,405,809	資本剰余金	4,515,758
投資有価証券	1,061,374	利益剰余金	△3,702,378
長期貸付金	289,869	自己株式	△311
その他	54,566	その他の包括利益累計額	20,382
資産合計	5,715,185	その他有価証券評価差額金	19,701
		為替換算調整勘定	680
		新株予約権	44,443
		非支配株主持分	3,767
		純資産合計	5,419,419
		負債純資産合計	5,715,185

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		501,013
売上原価		500,500
売上総利益		513
販売費及び一般管理費		1,189,510
営業外損収		△1,188,997
受取利息	301	
為替差益	5,598	
助成金の収入	37,999	
その他	2,194	46,093
営業外費用		
持分法による投資損失	2,288	
株式の交付	67,195	
その他	1,359	70,844
経常損		△1,213,748
特別損		
減損	8,508	8,508
税金等調整前当期純損失		△1,222,257
法人税、住民税及び事業税	3,817	3,817
当期純損失		△1,226,074
非支配株主に帰属する当期純損失		△205
親会社株主に帰属する当期純損失		△1,225,869

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,097,783	流動負債	287,058
現金及び預金	2,687,233	買掛金	37,737
売掛金	69,146	未払金	198,486
仕掛品	128,852	未払費用	16,032
原材料	618,722	未払法人税等	24,514
前渡金	466,620	預り金	10,218
前払費用	37,244	その他	68
その他	89,962	固定負債	7,400
固定資産	1,611,026	繰延税金負債	7,400
無形固定資産	132,016	負債合計	294,458
特許権	175	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	131,841	株主資本	5,353,138
投資その他の資産	1,479,010	資本金	4,537,758
投資有価証券	690,128	資本剰余金	4,515,758
関係会社株式	74,405	資本準備金	4,515,758
関係会社出資金	370,040	利益剰余金	△3,700,066
関係会社長期貸付金	289,869	その他利益剰余金	△3,700,066
その他	54,566	繰越利益剰余金	△3,700,066
資産合計	5,708,810	自己株式	△311
		評価・換算差額等	16,769
		その他有価証券評価差額金	16,769
		新株予約権	44,443
		純資産合計	5,414,351
		負債純資産合計	5,708,810

損益計算書

(2021年4月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		501,013
売 上 原 価		500,500
売 上 総 利 益		513
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,170,824
営 業 損 失		△1,170,311
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	324	
助 成 金 収 入	37,999	
そ の 他	7,793	46,116
営 業 外 費 用		
出 資 金 運 用 損	18,480	
株 式 交 付 費	67,195	
そ の 他	1,359	87,036
経 常 損 失		△1,211,231
特 別 損 失		
減 損 損 失	8,508	8,508
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,219,740
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,817	3,817
当 期 純 損 失		△1,223,557

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社A C S L
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 杉原伸太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A C S Lの2021年4月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A C S L及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社A C S L
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 杉原伸太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A C S Lの2021年4月1日から2021年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2021年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等（組合の業務執行者を含む。）と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

株 式 会 社 A C S L 監 査 役 会

常勤監査役（社外監査役） 二ノ宮 晃 ㊟

社 外 監 査 役 大野木 猛 ㊟

社 外 監 査 役 嶋田 英樹 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

日本生命丸の内ガーデンタワー 3F AP東京丸の内
東京都千代田区丸の内1-1-3



交通

JR線 「東京駅」丸の内北口より徒歩6分
都営三田線 「大手町駅」D6出口直結

【お願い】

ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
株主総会ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。